

府中市保育所等の利用の調整に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

府中市長 高野律雄

府中市規則第71号

府中市保育所等の利用の調整に関する規則の一部を改正する規則

府中市保育所等の利用の調整に関する規則（平成27年1月府中市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(利用調整) 第4条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、同条第3項の規定による保育の区分ごとに別表に定める基準により利用調整を行い、その結果を <u>内定通知書又は保留通知書</u> により当該申込みに係る保護者に通知するものとする。 2 省 略	(利用調整) 第4条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、同条第3項の規定による保育の区分ごとに別表に定める基準により利用調整を行い、その結果を <u>保育所等利用調整結果通知書（第2号様式）</u> により当該申込みに係る保護者に通知するものとする。 2 省 略

第2号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市保育所等の利用の調整に関する規則の規定は、令和7年1月25日から適用する。